

聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月十八日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第二十六号

聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の（平成七年聖籠町規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第八項中「施設」の次に「、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十九条第三号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第八項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法第七十条第一項に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所」を加え、「当該放課後児童健全育成事業により育成される」を「各事業を利用する」に、「赴く」を「赴き、又は見送るため赴く」に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。